

## 令和5年5月10日 美郷町農業委員会会議録

令和5年5月10日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

### 1. 出席委員は、次のとおり

1番	小西嘉之	10番	鈴木敏夫
2番	加藤堅之助	11番	中野龍太郎
3番	高橋秀行	12番	佐藤久
4番	佐々木竜孝	13番	欠番
5番	奥山秀治	14番	高橋正和
6番	佐々木定廣	15番	深沢靖
7番	深田秋彦	16番	山田貞子
8番	細井千代文	17番	高橋正尚
9番	井関一良		

本会委員出席者 16名

### 2. 欠席委員は、次のとおり

なし

## 1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

## 2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 6 議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について（要請）
- 第 7 議案第25号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会長 高橋 正尚 午前9時54分本委員会の閉会を告げた。

## 令和5年5月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年5月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時
4. 閉 会 午前9時54分
5. 議事録署名委員 8番 細井千代文  
9番 井関一良

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第5回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、8番、細井委員、9番、井関委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第20号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第20号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第20号、申請番号23番から申請番号31番について議案書をもとに朗読、説明 】  
始めに所有権移転です。  
申請番号23番、仙南地区の畑1筆、430㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は家庭菜園のため当該地を購入するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。  
申請番号24番、六郷地区の田5筆、仙南地区の田1筆、計23,503㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者への一部贈与ですので対価はありません。  
申請番号25番、千畑地区の田2筆、2,016㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は当該地を長年賃貸借契約しておりましたが、当初からいずれ売却する約束であったため今回の売買となりました。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。  
申請番号26番、六郷地区の畑1筆、269㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢になり耕作できなくなり、当該地の隣地に居住している受人が家庭菜園をするため売買するものです。売買価格は総額で

〇〇〇円です。

申請番号27番、六郷地区の田1筆、1,012㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は合作地となっており、また渡人は当該地を手放したく、売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円です。

申請番号28番、千畑地区の畑1筆、430㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は当該地を長年賃貸借していましたが、受人が家庭菜園をするため、贈与することとなりました。対価はありません。

申請番号29番、仙南地区の畑1筆、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。当該地は受人居住の隣地にあり、家庭菜園をするため贈与するものです。対価はありません。

続きまして使用貸借権です。

申請番号30番、千畑地区の田11筆、六郷地区の田18筆、畑2筆、計50,036㎡、渡人は〇〇〇さん、受け人は〇〇〇さんです。公社特例事業で4月総会の案件でありました〇〇〇さんから秋田県農業公社へ所有権移転した農地です。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。

続きまして賃貸借権です。

申請番号31番、千畑地区の田6筆、10,641㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。これまで耕作していた方が耕作できなくなり、新しい受人が耕作するものです。10aあたり〇〇〇円で期間は3年間です。

申請番号23番から31番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第20号について事務局より説明が終わりました。申請番号29番については家族案件ですので、まずは申請番号23番から申請番号28番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号23番から申請番号28番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号23番から申請番号28番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 次に、申請番号29番についてですが、家族案件ですので農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前9時10分

- 議 長 それでは、申請番号29番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号29番については原案のとおり決

することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

ご異議なしと認めます。よって、申請番号29番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前9時11分

- 議 長 それでは、申請番号30番から申請番号31番について質疑を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号30番から申請番号31番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号30番から申請番号31番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第2、議案第20号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第3、議案第21号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第21号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第21号、申請番号3番から申請番号9番について議案書をもとに朗読、説明 】  
申請番号3番、千畑地区の田1筆、224㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。両者は兄妹です。受人は、家族が増えることになり、それに伴って車も増えることになるため、カーポート建設のため農地転用の申請をしました。面積はカーポート33㎡、通路、雪捨て場、緩衝地191㎡です。総事業費は○○○円で全額自己資金で、用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるものに該当する」と判断しております。この案件につきましては、7ページに位置図、8ページに配置図、9ページに公図を添付しております。  
申請番号4番、仙南地区の田1筆、畑1筆、計4、777㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。受人は現在の資材置場は周辺の道路が狭く、大型車の通行に支障があるため、交通の便がよい当該地に資材置場の新設を計画しました。面積は、資材置場3、910㎡、休憩所、駐車場、通路、雪捨て場・緩衝地867㎡です。総事業費は○○○円で全額借入資金です。用地取得費は○○○円です。当該地は第2種農地ですが、今回の案件に当てはめると、農地法施行規則第45条第1項第2号にあります「美郷町役場仙南出張所からおおむね500m以内の区域内の農地」になると判断しております。この案件につきましては、10ページに位置図、11ページに配置図、12ページに平面図、立面図、13、14ページに公図を添付しております。

申請番号5番、六郷地区の田1筆、220㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人は婚姻を機会に住宅を新築するため農地転用の申請をしました。面積は一般住宅79.30㎡、通路、雪捨て場、緩衝地140.70㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金、用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですので、申請番号3番と同じ説明となります。この案件につきましては、15ページに位置図、16ページに配置図、17ページに平面図、18ページに立面図、19ページに公図を添付しております。

申請番号6番、仙南地区の畑2筆、495㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は現在町内のアパートで暮らしておりますが、子供の成長に伴ってアパートが手狭になってきたため住宅の新築を計画しました。面積は一般住宅51.78㎡、カーポート33㎡、通路・雪捨て場・緩衝地410.22㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額借入資金、用地取得費は〇〇〇円です。当該地は第1種農地ですので、申請番号3番と同じ説明となります。この案件につきましては、20ページに位置図、21ページに配置図、22ページに平面図、23ページに立面図、24ページに公図を添付しております。

申請番号7番、千畑地区の田2筆、481㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、〇〇〇さんです。受人は渡人の息子夫婦です。受人は渡人と現在一緒に住んでいますが、受人の子供の成長に伴って住居が手狭になってきたことから住宅の新築を計画しました。面積は一般住宅が97.3㎡、駐車スペース、通路、緩衝地276.29㎡、雪捨て場107.41㎡です。総事業費は〇〇〇円、自己資金と借入資金があり用地借上げ経費はありません。当該地は第1種農地ですので、申請番号3番と同じ説明となります。この案件につきましては、25ページに位置図、26ページに配置図、27ページに平面図、28ページに立面図、29ページに公図を添付しております。

申請番号8番、千畑地区の田1筆、1,025㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。新規事業に着手することになり、作業場の増築と新たな資材置場が必要になったことと、大型車による資材の搬入スペースも必要のため、現在の駐車場の移設も必要になったことから農地転用の申請をしました。面積は作業場の増築99.37㎡、通路・雪捨て場・緩衝地297.12㎡、駐車場353.27㎡、資材置場275.24㎡です。総事業費〇〇〇円で、全額借入資金、用地借上げ経費はありません。当該地は第1種農地ですので、申請番号3番と同じ説明となります。この案件につきましては、30ページに位置図、31ページに配置図、32ページに平面図、33、34ページに立面図、35ページに公図を添付しております。

申請番号9番、六郷地区の田1筆、378㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。受人は子供の成長に伴って生活用品等が増え、自宅も手狭となってきたため、新たな物置が必要になり農地転用の申請をしました。面積は物置が44.72㎡、通路・雪捨て場、緩衝地333.28㎡です。総事業費は〇〇〇円で全額自己資金、用地借上げ経費はありま

せん。当該地は第1種農地ですので、申請番号3番と同じ説明になります。この案件につきましては、36ページに位置図、37ページに配置図、38ページに平面図、39ページに立面図、40ページに公図を添付しております。以上です。

- 議 長 議案第21号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。転用ですので申請番号3番から順次調査の報告をお願いします。
  - 8番委員 申請番号3番についてご報告いたします。4月26日午前11時、会長、事務局高橋さん、受人の代理の方と私とで現場を確認し調査いたしましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 続いて、申請番号4番についてお願いします。
  - 10番委員 申請番号4番についてご報告いたします。4月26日夕方5時、井関委員、事務局高橋さん、〇〇〇さんとともに現地を確認しました。内容につきましては記載の通りで、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 続いて、申請番号5番についてお願いします。
  - 1番委員 申請番号5番について調査の報告をいたします。5月2日午後1時半頃、加藤委員と私とで〇〇〇さん宅へ伺いまして、現地を確認しながら調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 続いて、申請番号6番についてお願いします。
  - 2番委員 申請番号6番について調査の報告をいたします。5月2日午後1時、小西委員と現地に行き、渡人と受人の代理人であります〇〇〇さんと現地を確認しながら調査項目に則り調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 続いて、申請番号7番についてお願いします。
  - 14番委員 申請番号7番について調査の報告をいたします。4月27日午前8時40分頃、佐々木委員、事務局高橋さんと〇〇〇さん宅に伺って調査いたしましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 続いて、申請番号8番についてお願いします。
  - 4番委員 同じく4月27日に高橋委員、事務局高橋さんと現地を訪問いたしました。本人には電話でお母様が代理で立ち会うという了解を得ておりましたので、〇〇〇さんのお母様立ち会いのもと、現場を調査しましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 続いて、申請番号9番についてお願いします。
  - 3番委員 4月30日午前9時、中野委員、〇〇〇さん親子立ち会いのもと調査いたしました。何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 申請番号3番から申請番号9番までの調査の報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号3番から申請番号9番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号3番から申請番号9番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第3、議案第21号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。

●議 長 次に、日程第4、議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第22号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第22号、申請番号34番から申請番号43番について議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。引き渡し時期はすべて5月31日を予定しております。

申請番号34番、仙南地区の田1筆、827㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地の解消のため売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号35番、千畑地区の田1筆、2,974㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地はこれまで賃貸借をしておりましたが、その耕作者は当該地まで遠方であり耕作不便となっていたため、近隣を耕作している受人が当該地を売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインを所有し、糶摺り乾燥は委託しております。

申請番号36番、千畑地区の田2筆、2,025㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。理由は申請番号35番と同じです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、申請番号35番と同じです。

申請番号37番、仙南地区の田2筆、3,028㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もいなく、隣地を耕作している受人へ農地を売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号38番、仙南地区の畑2筆、772㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり、農地を手放したく、これまで耕作してきた受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして賃借権移転です。全て再設定です。

申請番号39番、千畑地区の田1筆、1,079㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号40番、千畑地区の田7筆、7,005㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号41番、仙南地区の田3筆、3,945㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号42番、仙南地区の田1筆、2,696㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況は申請番号41番と同じです。

申請番号43番、仙南地区の田1筆、3,594㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は10年間です。受人の経営状況は申請番号41番と同じです。

申請番号34番から申請番号43番の10件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第22号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは申請番号34番から申請番号43番についてこれより審議を行います。質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号34番から申請番号43番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号34番から申請番号43番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第4、議案第22号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第5、議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第23号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第23号、申請番号86番から申請番号105番について議案書をもとに朗読、説明 】  
中間管理事業による賃借権設定です。期間が半端な案件については他の契約の終了と合わせるためです。  
申請番号86番、千畑地区の田4筆、10,445㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。  
申請番号87番、千畑地区の田1筆、1,958㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。  
申請番号88番、千畑地区の田2筆、5,409㎡、出し手は〇〇〇さん、

受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号89番、六郷地区の田3筆、467㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で期間は8年1ヶ月です。

申請番号90番、六郷地区の田5筆、11,373㎡、出し手は〇〇〇さん代表相続人〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年7ヶ月です。

申請番号91番、六郷地区の田1筆、2,373㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年です。

申請番号92番、仙南地区の田2筆、1,895㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号93番、仙南地区の田6筆、15,485㎡、出し手は〇〇〇さん受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号94番、仙南地区の田1筆、650㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号95番、仙南地区の田4筆、7,409㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号96番、仙南地区の田1筆、2,266㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号97番、仙南地区の田1筆、2,249㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号98番、仙南地区の田1筆、2,997㎡、出し手は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号99番、仙南地区の田3筆、畑1筆、計13,577㎡、出し手は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号100番、仙南地区の田1筆、2,880㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号101番、千畑地区の田2筆、5,874㎡、出し手は〇〇〇さん受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は2年8ヶ月です。

申請番号102番、千畑地区の田3筆、11,827㎡、出し手は〇〇〇さん代表相続人〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり

〇〇〇円で、期間は10年7ヶ月です。

申請番号103番、千畑地区の田3筆、14,514㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年7ヶ月です。

申請番号104番、千畑地区の田2筆、六郷地区の田1筆、計8,947㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年7ヶ月です。

申請番号105番、千畑地区の田1筆、10,003㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号86番から105番までの20件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第23号について事務局より説明が終わりました。  
それでは、申請番号86番から申請番号105番について質疑を行います。  
質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号86番から申請番号105番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号86番から申請番号105番までについては原案のとおり決しました。  
よって日程第5、議案第23号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時40分

- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時46分

- 議 長 次に、日程第6、議案第24号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第24号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第24号、申請番号1番から申請番号3番について議案書をもとに朗読、説明 】

こちらは賃貸借移転です。

令和4年度まで農地中間管理事業による賃貸借移転は、関係者から申請を受け付け、農地中間管理機構を經由して、県公告をして決定しておりました。令和5年度からは基盤法の一部改正により農業委員会が農地中間管理機構へ受け手を変更するための促進計画を策定することを要請するため、農業委員会総会に諮るものです。その後機構から町へ認可申請、町で認可、公告するという流れになります。

申請番号1番、六郷地区の田3筆、2,223㎡、渡人は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。当該地は渡人から遠方のため、受け手を移転するもの

です。

申請番号2番、六郷地区の田1筆、3, 227㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は債務処理のため農地を処分しており、当該地も受け手を移転するものです。

申請番号3番、六郷地区の田2筆、5, 166㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。元々の契約が別のため、申請番号2番と分けてあります。申請理由は申請番号2番と同じです。

申請番号1番から3番までの3件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第24号について事務局より説明が終わりました。  
それでは、申請番号1番から申請番号3番までについて質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番から申請番号3番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番から申請番号3番までについては原案のとおり決しました。  
よって日程6、議案第24号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第7、議案第25号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程し議題とします。  
議案第25号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第25号について議案書をもとに朗読、説明 】  
このことについては、美郷町農業委員会の令和4年度の実施状況等について、5月末まで公表することとなっております。  
61ページ目は農林業センサスや農政課からの数値により現状を表しております。  
62ページ目からは最適化活動の実施状況です。(1)現状及び課題の②目標ですが、集積率81.4%に対しまして、③実績が85%と大幅に上昇しております。62ページ中段にあります、農業委員会の点検結果には、「平場の水田地帯を中心に集積が進んでおり、順調に集積率が上昇している。」としております。  
(2)遊休農地の解消です。令和4年度は非農地証明や耕作再開で解決としたものがありますので、新規に加えた農地もありますが、面積が少なくなっております。63ページ中段にあります、農業委員会の点検結果には「農業委員一同が遊休農地の現場を調査、検証し、解決に導いたため、遊休農地面積が減少した」としております。  
63ページ中段以降は(3)新規参入の促進です。令和4年度は新規参入者が誰もいませんでした。64ページにあります、農業委員会の点検結果には、「新規参入をしようとしている方の希望に沿った農地を探し出すことが難しく、目標には達することができなかった」としております。

2. 最適化活動の活動目標ですが、1人あたりの活動日数は1ヶ月あたり8日が目標でした。また活動強化月間は3回でありました。活動記録簿をみますと概ね活動していただいていると思っております。

65ページ(3)新規参入相談会への参加目標です。こちらはWeb会議に参加することが目標でしたが、開催日が合わず目標を達成できませんでした。

65ページの太字の部分ですが、目標の達成状況の評語には、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

66ページは事務の実施状況です。1は総会の開催日数です。2には農地法第3条の許可件数が33件、3には農地転用に関する県への審査会の件数5件、4の違反転用は0件でした。説明は以上です。

●議 長 議案第25号について事務局より説明が終わりました。それでは、質疑、ご意見等をいただきます。質疑、ご意見ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第25号については原案のとおり公表することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号については原案のとおり公表させていただくことに決しました。

●議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。

会議終了 午前9時54分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年5月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 細 井 千代文

議事録署名委員 井 関 一 良